平成２２年（フ）第７９６号
熊本市琴平本町４番56
破産者　松村　良一
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市黒髪町35番９号
破産者　市瀬　政司
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４号
山形県飽海郡遊佐町白井新田字大南73番地、前住所山形県飽海郡遊佐町吉出字境田４番地の16
破産者　高橋　藤雄
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市原町660―28　ハイツ原102
破産者　岩崎　福男
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０３号
北海道苫小牧市日吉町２丁目９番11号　ステラＢ―102
破産者　井上　正義
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６号
宮城県登米市迫町佐沼字東佐沼52番地２　佐幸アパート５号室
破産者　鈴木　明子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第６５号
福島県いわき市平豊間字猿田３番地の２
破産者　遠藤　清治
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０７９号
神奈川県鎌倉市台４丁目19番２号
破産者　渡邊　俊之
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０号
富山市平吹町４番14号
破産者　理容竹林こと　竹林　徹二
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
富山県中新川郡上市町横法音寺１番地２　横法音寺定住促進住宅１号棟208号、開始決定時の住所富山県中新川郡上市町広野815番地３
破産者　清水　三男
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３９号
石川県河北郡津幡町字津幡ナ68番地31
破産者　西東　憲一
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３４号
福井県越前市府中２丁目７番17号
破産者　昭和書店こと　能米　則行
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
福井市問屋町３丁目717番地　レジデンスＴＨⅡ―102
破産者　冨永　眞央
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
福井県坂井市丸岡町上久米田第25号20番地
破産者　橋本　輝美
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
福井県越前市堀町第11号12番地の２
破産者　本多　絹子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４９号
名古屋市瑞穂区船原町１丁目10番地の４、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区彌富町字月見ケ岡70番地
破産者　水野　　稔
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８３号
愛知県愛知郡長久手町鴨田202番地　コーポラスフォーレ４―Ｂ、開始決定時の住所表記愛知県愛知郡長久手町大字長湫字下鴨田37番地３　コーポラスフォーレ４―Ｂ
破産者　上田　梅治
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部